

新型コロナウイルス感染症対策による市の事業および市施設の貸館等に係るガイドライン (改定版)

令和2年3月25日策定

令和3年10月7日改定

1. 新型コロナウイルスの集団発生につながる3つの条件

(1) 換気の悪い密閉空間 (2) 多数が集まる密集場所 (3) 間近で会話や発声をする密接場面

2. 感染リスクが高まる「5つの場面」

(1) 飲酒を伴う懇親会

- ・ 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・ 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・ また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

(2) 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・ 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・ 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

(3) マスクなしでの会話

- ・ マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・ マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・ 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

(4) 狭い空間での共同生活

- ・ 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・ 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

(5) 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり

- ・ 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

3. 事業等開催に係る基本的留意事項（国、県の取り組みに基づく）

(1) 「新しい生活様式」に基づく行動として、手指消毒やマスクの着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど基本的な感染防止策の徹底・継続を行う。

※ワクチン接種後も基本的な感染対策を継続する。

(2) 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方には参加を断る。

(3) 参加者が消毒用アルコール等により手指の消毒ができるようにしたり、消毒液の確保が難しい場合には、会場に入る際に手洗いをしてもらおうよう促す。

(4) 屋内での催しについては、毎時2回以上を目安に施設内の換気を行う。

(5) できる限り事業等の開催時間を短縮して実施するよう心掛ける。

(6) 人の間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）以上確保する。

※ただし、ホールなど、座席が一定方向に固定され、必要な感染防止策（別紙1参照）が担保されている場合はこの限りではない。（詳細は各施設にご確認ください。）

(7) 大声での発声や不特定の参加者間での会話を避けるよう努める。

(8) 飲食が伴う行事については、①対面ではなく横並びで座る。②食事中はそれに集中し、会話は控えるなど「新しい生活様式」の実践例を参考に開催する。

(9) 屋内で事業等を実施する場合は、感染者が発生した場合に濃厚接触者の確認をする必要があるため、氏名や連絡先を記入してもらった上で参加してもらおう。

(10) 市が収集した名簿等個人情報流出しないよう適切に管理し、1カ月間保管した後処分する。

(11) サークル活動や地域の会合等においても、極力、氏名や連絡先を主催者側で収集してもらい、適切に管理してもらった後1カ月後に処分してもらおう。

(12) イベントおよび事業等の前後での感染対策（行動管理含む）においては、LINEアプリ「もしサポ滋賀（新型コロナウイルス感染拡大防止システム）」を活用する。

(13) 参加者、利用者には、原則としてマスクの着用を呼びかける。なお、マスクを着用することで、熱中症のリスクが高まることから、水分補給をこまめにする等、熱中症予防に注意いただく。（例えば、活動量の多い運動や作業をする場合には、対人距離を十分に確保し、屋内の場合には換気を十分に行う等、必ずしもマスクを着用しなくても感染リスクを十分に抑えられるような工夫を呼びかける。）

《イベント開催についての基本的な考え方》

- 全国的な移動による感染リスクの拡散防止、イベント前後の感染対策徹底（行動管理含む）
- 感染状況に変化がみられる場合は、目安の変更や必要な対策等を実施する。
- 令和3年11月1日以降については、国・県の方針に基づき改めて検討を行う。
- イベントを開催する場合は、以下の目安で開催する。

〈基本的な考え方〉

必要な感染防止策（別紙1参照）が担保される場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）とする。

時期		収容率	人数上限	備考
当面令和3年10月末まで	イベントの類型	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 <u>・飲食を伴うが発声はないもの(※1)</u> 100%以内 【席がない場合は適切な間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)】	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方	※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。 ●感染防止対策を講じる上で、利用人数の上限設定や事前予約等、一部利用制限をお願いする場合がある。(詳細は各施設にご確認ください。)
		<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 50%(※)以内 【席がない場合は十分な間隔(1m)】		

※1) 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発生がない場合限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱う。

※2) 屋内で事業等を実施する場合は、氏名や連絡先を記入してもらった上で参加してもらうよう徹底する。

※3) 「新しい生活様式」に基づき感染防止策を徹底・継続する。

※4) 市内において感染者が確認された場合等、状況の変化があった場合は見直しを検討する。

《外出等自粛の目安》 ○は、自粛要請なし(慎重に検討) △は、自粛要請あり

時期	外出等自粛	
	県をまたぐ移動等	
令和3年10月7日以降	<p style="text-align: center;">△</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が多数確認されている地域等への外出は慎重に判断する。 (会食について) ・なるべく普段一緒にいる人と、認証店舗でマスク会食など感染リスクを下げる工夫をして行う。 	<p style="text-align: center;">△</p> <p style="text-align: center;">観光</p>

6. 事業等の参加者に関する要件

- (1) 当日の発熱および咳症状がないこと。
- (2) 濃厚接触者の経過観察期間に該当しないこと。
- (3) 過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をしていないこと。
- (4) 過去14日以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がないこと。

なお、妊婦、65歳以上の高齢者および糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患およびその他免疫力が低下している方には、不要な事業への参加を控えていただくようお願いする。

7. 事業等の準備および当日の対策

- (1) 会場の入退出時において、スタッフ等は、参加者が手指消毒用アルコール等により手指の消毒などを行っていることを確認すること。
また、マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行うこと。
※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布すること。
- (2) 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置を徹底すること。（検温の実施等）
- (3) 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。
（人員を配置する等）
- (4) 特定多数および不特定多数が手で触れる場所・物品は必要最小限とするようにし、例えば、ドアノブへの接触を避けるためにドアを開放するなど対応すること。また、各自の筆記具を利用するなどの対策を行うこと。
- (5) 会場内において、手洗いが容易に行えるよう工夫し、参加者およびスタッフ等へのこまめな手洗いをお願いすること。

8. 参加要件および対策に関する周知

事業等の参加者に関する要件や当日の対策を次のように周知すること。

- (1) ホームページ、メール、SNSなどによる事前のお知らせ
- (2) 当日のリーフレット配布
- (3) 当日の口頭説明

9. 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を計画する場合は、滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへ相談する。

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

○電話番号：077-528-1344 ○開設時間：9時～17時(平日のみ)

10. その他

その他、事業や施設の再開にあたっては、政府の関係省庁や関係する外郭団体等がガイドラインを作成していることから、それらを参考として各所管部局で独自のガイドラインを作成し、万全な感染症対策を講じたうえで、実施すること。

イベント開催時に必要な感染防止策

(1) 基本的な感染防止等		
①	マスク常時着用 の奨励	<input type="checkbox"/> マスク着用状況を確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う
②	大声を出さないこと の奨励	<input type="checkbox"/> 大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等を行う <input type="checkbox"/> スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する
③	手洗 手指消毒	<input type="checkbox"/> こまめな手洗いを奨励する <input type="checkbox"/> アルコール等の手指消毒液を設置する
④	消毒の徹底	<input type="checkbox"/> 施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）をこまめに消毒する
⑤	換気 保湿	<input type="checkbox"/> 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気を行う ・ 1時間に2回以上、1回に5分間以上 ・ 室温が下がらない範囲で常時窓開け 等 <input type="checkbox"/> 乾燥する場面では、湿度40%を目途に加湿する
⑥	密集の回避	<input type="checkbox"/> 時間差入退場等により、入退場時の密集を回避する <input type="checkbox"/> 人員の配置、動線の確保等の体制を構築し、休憩時間や待合場所での密集も回避する <input type="checkbox"/> 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する
⑦	身体的距離の 確保	<input type="checkbox"/> 大声を伴う可能性のある催物では隣席との身体的距離を確保する ・ 同一の観客グループ間（5名以内に限り）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける <input type="checkbox"/> 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する <input type="checkbox"/> 足型マークの設置、誘導員の配置等により、混雑時でも密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）を確保する
⑧	飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する <input type="checkbox"/> 休憩時間中およびイベント前後の食事等による感染防止を徹底する <input type="checkbox"/> 酒類の提供は行わない（持ち込みも禁止する）
⑨	参加者の制限	<input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱または風邪等の症状）を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する <u>*発熱者・有症状者の入場は断る等のルールを開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要</u>
⑩	参加者の把握	<input type="checkbox"/> 接触確認アプリ（COCOA）やもしサポ滋賀を奨励する ・ アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置を導入する ・ 携帯電話の利用を控える場面では、「電源およびBluetoothをONにした上でマナーモード」にすることを推奨する

⑪	演者・選手等の行動管理	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱または風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控える <input type="checkbox"/> 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる <input type="checkbox"/> 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する ・演者間の適切な距離確保、換気等の対策実施
⑫	催物前後の行動管理	<input type="checkbox"/> イベント前後の感染防止の注意喚起を行う ・直行・直帰の呼びかけ ・「5つの場面」の注意喚起 ・業種別ガイドライン遵守店舗の利用呼びかけ 等 <input type="checkbox"/> 交通機関、飲食店の分散利用の注意喚起を行う ・セカンドアクセスの呼びかけ、交通機関との連携による混雑回避の検討 ・規模に応じた規制入退場の実施（開演時間の前倒し、規制退場等）の検討 ・可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 等
⑬	ガイドライン遵守の旨の公表	<input type="checkbox"/> 主催者および施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する

(2) 徹底的な感染防止		
⑭	マスク着用 大声を出さないこと の担保	<input type="checkbox"/> マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク着用率 100%を担保する <input type="checkbox"/> 担保のための確実な措置を講じる ・常時監視のための人員配置 ・デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング 等
⑮	地域の感染状況に応じた対応	<input type="checkbox"/> 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて滋賀県新型コロナ対策相談センターに相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】 ○電話番号：077-528-1344 ○開設時間：9：00～17：00（平日のみ）